

(案)

30 西保福審第 号
平成 30 年 月 日

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市保健福祉審議会

会長 須加 美明

地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について(答申)

平成 30 年 8 月 28 日付 30 西健障第 1147 号により諮問のあった地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、下記のとおり答申する。

記

1 諒問事項

地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について

2 答申事項

- (1) 地域生活支援事業の報酬見直しについては、介護給付・訓練等給付費における報酬改定に係る基本的な考え方を踏まえつつ、報酬の見直しを行うことは妥当である。
- (2) 地域活動支援センター、生活サポート事業における利用者負担については、給付費の 1 割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組を維持することが妥当である。

3 答申理由

- (1) 本市の地域生活支援事業については、平成 18 年の障害者自立支援法施行による制度開始以来、報酬改定が行われていない。このため、従業者の確保が困難となり、サービスの利用に支障が生じている状況が事業所へのヒヤリングなどから明らかとなった。安定したサービスの提供を図るため、報酬の見直しを検討すべきと思われる。
なお、移動支援事業における報酬区分(身体介護あり、なし)については、車椅子利用の

有無のみにより区分されており、知的障害者への支援の実態に合っていないとの指摘が事業所から出されているので、これを踏まえた改善も検討されたい。

(2) 地域生活支援事業は、事業実施主体である自治体が制度設計するものとされているが制度間の均衡を図るために、障害福祉サービスに準じた制度とすべきと考える。

なお、地域活動支援センターにおける一般相談事業については、所得の多寡に関わらず利用者負担になじまないものと考える。